

道 州 制

北海道発・分権型社会の展望

2 0 0 1 年 2 月 9 日

道州制検討懇話会

はじめに

分権時代を迎え、地方自治はこれからどうなっていくのか、自治を担う地方の側から、ビジョンを示していく必要があります。

近年、地方行政の将来像として道州制の提言がされています。

府県を再編し、地方経営の主体となる広域的な地方政府「道州」をつくろうという主張は、全国的には府県の区域の変更を伴い、大いに議論があるところでしょうが、広大な行政区域を有し単独で一つのブロックを形成する北海道にとっては、なじみやすいものです。

また、道州制の提言における、国から大幅に権限移譲を進め、各道州が自主的・自律的に地方経営を行うというのは、地方分権が確立された姿として一つのイメージを提供しています。

北海道の面積、人口は、北欧諸国の一国にも匹敵し、また、北海道は、地理的、経済的に一定の完結性を有するばかりでなく、自然環境、生活文化、住民意識の面でも独自性を有しています。

道州制を念頭に置きながら、この北の大地にふさわしい自治のあり方を考えてみることは、意義があることではないでしょうか。

私たち道州制検討懇話会は、分権型社会を展望しながら、将来的に自治体が担うべき役割や自律的な行財政運営のための財源のあり方などについて議論を進め、北海道にふさわしい地方自治の未来像をまとめました。

この報告書が、新世紀における北海道の地方分権推進の一助になれば幸いです。

2001年 2月 9日

道州制検討懇話会

座長 横山 純一 (北海学園大学法学部教授)
石本 玲子 ((株)電通北海道クリエイティブ局ディレクター)
井上 久志 (北海道大学経済学部教授)
岡部 三男 (北海道経済連合会専務理事)
佐藤 克廣 (北海学園大学法学部教授)
谷 紘子 (札幌市中央区長)
寺島 光一郎 (乙部町長)

目 次

第 1	道州制検討の基本的考え方	1
1	私たちがめざす道州制	1
2	北海道からの道州制提言の意義とその留意点	3
	(1) 北海道からの道州制提言の意義	
	(2) 北海道からの道州制提言の留意点	
第 2	北海道にふさわしい自治の姿（道州の権限・役割）	5
1	検討の視点	5
	(1) 北海道活性化のために自治体が担うべき役割	
	(2) 住民意向の一層の反映	
	(3) 国と道の二重行政の解消	
	(4) 国の縦割り行政の弊害の解消	
	(5) 地域ブロックとしての独立性	
2	道州制のイメージ像	7
	(1) 国と道州・市町村の役割分担	
	(2) 道州と市町村の関係	
第 3	税財源のあり方	12
1	道及び道内市町村の財政の現状	12
2	地方への税源移譲の試算	13
3	財政調整	14
	(1) 水平的（自治体間）財政調整	
	(2) 地方交付税制度	
4	包括補助金制度等の提案	17
	(1) 教育、保健・福祉包括補助金制度の提案	
	(2) 建設事業関係の一括交付金制度の提案	

第4	道州制の課題と取組	-----	19
1	道州制の評価	-----	19
2	道州制実現の課題	-----	19
3	道州制への取組	-----	21
おわりに			----- 23

〔資料〕

資料1	道州制等に関するこれまでの主な提言	-----	25
資料2	道州制に関する国等の検討状況、政党等の動き	-----	28
資料3	国・道・市町村の役割分担の現状（地理的範囲別）	-----	30
資料4	道及び道内市町村の財政状況	-----	32
資料5	税源移譲と水平的（自治体間）財政調整等についての試算	--	34
資料6	フィンランドの福祉保健包括補助金制度	-----	40
資料7	道州制検討懇話会設置要綱	-----	42

第1 道州制検討の基本的考え方

1 私たちがめざす道州制

2000年4月にいわゆる地方分権一括法が施行され、いよいよ地方分権時代の幕開けとなった。21世紀は明らかに地方分権の時代になるであろう。

私たちは、分権時代を迎えた今日、分権型社会を展望して、広大な行政区域を有する北海道にふさわしい地方自治や地方主権の推進を図るため、道州制の検討に着手したものである。

地方行政制度の将来像として、府県を廃止し広域的な地方自治体を設置する道州制について、様々な提言がなされている。しかし、これまで学会や地方行政関係者の間で道州制の統一した概念やイメージがあったわけではなく、道州制イコール連邦制ととらえる考え方や、「官治」的な道州制（2ページのイ参照）をイメージする考え方、また、「道州制は憲法改正まで視野に入れなければならない」と主張する考え方などが混在していたため、道民にとって分かりにくいものであった。

さらに、全国的な道州制の展開は、都府県の間での合意形成が極めて難しいため、現在のところ、その実現の見通しはほとんどない状況である。このため、道民にとって、道州制は現実的なものではないものとしてとらえられがちであったと考える。

そこで、私たちは、道州制の概念やイメージがはっきりしない状況の中で、道州制になると地方自治の形態がどのように変化するのか、市町村のあり方がどのように変わるのか、住民にとってどのようなメリットがあるのかなどについて、道民に見える形で整理することが、まず必要であると考え、そもそも私たちがめざす道州制とはどのようなものなのかについて、かなりの時間を割いて議論を進めた。

その結果、私たちは、道州制を次のように位置付けることとした。

ア 現行憲法に定める地方自治体としての道州制

道州制論の中には、連邦制として提言されているものがある。連邦制

は、ドイツやアメリカなどのように、連邦政府と地方政府の間で主権を分割する制度であり、単一主権国家である我が国において、連邦制を導入するには憲法改正の議論に発展する可能性が大きい。

このため、私たちは、連邦制国家の考えに立たず、あくまで、道州はこれまでの我が国のシステムである単一主権国家の中の広域的な地方自治体であるという位置付けを行った。したがって、私たちのめざす道州制は、憲法改正を視野に入れる必要が全くないものである。

イ 住民自治に寄与するものとしての道州制

1957年、国の第4次地方制度調査会が、全国を7から9のブロックに分けて「地方」を設置する「地方制」案を答申した。この中で「地方」は、首長は官選、議会議員は公選の、自治体的性格と国家的性格とを併せ持つ中間団体とされ、その首長官選という性格から「官治」的との批判がなされ実現に至らなかった。

私たちは、地方主権を確立し、地方自治体としての道州をめざすのであるから、この「官治」的な道州制とは一線を画し、道州制を住民自治の拡充に寄与する性格を持つものとして位置付けた。

ウ 分権の受皿としての道州制

私たちは、分権時代を迎える中で、道州制は地方制度の将来を担うものと考え、したがってまた、道州制を地方への権限移譲の有力な受皿として位置付けた。

エ 地方財政調整制度を前提とする道州制

道州制を主張する論者の中には、各道州が税財源について当該地域においてすべて調達し、国からの依存財源を全廃するという自己完結型道州制論が存在する。

私たちは、国土の均衡ある発展のために地方財政調整制度は不可欠であるという立場に立ち、このような自己完結型道州制論については批判したい。地域間の経済力格差や財政力格差が大きい現実を考えれば、このような自己完結型道州制論に基づく道州制が実現すれば、財政力の弱い地域の行財政構造を著しく悪化させ、これらの地域の自立をますます

困難なものにしてしまうと考えるからである。(詳細な分析は第3参照)

2 北海道からの道州制提言の意義とその留意点

(1) 北海道からの道州制提言の意義

私たちは、北海道は既に一つの広域的なブロックであり、このまま道州になり得ると考える。これは、北海道以外の地域では、都府県間の合意形成が難しく道州制の議論はしにくいことから、道州制を議論する際の北海道の有利な特性でもある。

北海道がパイロット的に道州制を行うことで、道は、全国に向け地方分権に係る中長期的な視野に立った提言ができることになると考えるのである。

(2) 北海道からの道州制提言の留意点

北海道が、今後、道州制を検討する際に留意しておかなければならない点を3つ挙げておく。

ア 道の支庁制度検討との関係

現在、行われている道の支庁制度の検討との関係をどのように考えるのかについては、私たちは、道支庁制度検討委員会の試案の内容がどのようなものになるうとも、支庁制度は、道民を主体とした比較的現実的な課題であるのに対し、道州制は、国の地方制度にかかわる多分に理念的な面を含んだ課題であると考えている。したがって、この報告書は、今後、道庁内はもちろんのこと、広く道民の間で議論していただくための問題提起という性格を有しているのである。

イ 市町村合併との関係

最近話題となっている市町村合併との関係をどのようにするのかについて、私たちは、市町村合併は、あくまでも市町村の自主的な判断が基本であると考えている。国や道が主導権を発揮する強制的な合併はもちろん

のこと、市町村合併問題を著しく政治問題化することも、地方分権の趣旨に反するものと考える。

このため、私たちは、道州制の議論をしていく際に、現行の市町村の姿を基本とし、将来、合併や広域連携が進められた場合には、それに応じて市町村の役割を拡大していくべきものとしたが、この報告書などを軸に、道州制など地方制度がどのように変わっていくかの議論が展開されていく中で、市町村の側において、合併に関する考え方が変化していく可能性もあるものと考えている。

ウ 国の地方制度との関係

国の地方制度に係る諸政策との関係をどのようにするのかについて、今後、国の政策がどのように変わっていくのかは現時点で予測がつかないが、私たちは、むしろ北海道の側から積極的に、新しい国と地方の関係についてアピールしていく必要があるものと考える。

第2 北海道にふさわしい自治の姿（道州の権限・役割）

1 検討の視点

分権時代を迎え、府県を再編し、地方経営の主体となる広域的な地方政府「道州」を設置することが、多方面から提言されている。道州制は、全国的には府県の区域の変更を伴い合意形成が難しいが、北海道は一つのブロックであり、そのまま道州になり得るものである。その北海道において道州制を検討することは、分権時代にふさわしい自治の姿を展望することになる。

本懇話会においては、将来の北海道における自治のあり方を探るに当たり、各委員から次のような視点が提示され、これらについて懇話会としての考え方をまとめた。

(1) 北海道活性化のために自治体が担うべき役割

分権時代の地方経営の主体として、地方自治体はいかなる役割を担うべきか。

現在、地方自治体は、保健・福祉、義務教育、公共事業などの実施主体となっているが、それらの事務は、国の負担金や補助金等の財源措置を受けた上で行われている。これについては、全国どこでも同様のサービスを受けられるというナショナルミニマムが保障され、また、地方の社会資本整備が促進されるなどのメリットもあるが、反面、実施内容が固定化されたり、真に必要なものや住民が望むものより、国の財源措置に沿うものが優先される傾向がある。これらの財源措置のシステムについては、分権時代に向かい地方自治体が地域の多様なニーズに応じた行政を展開できるよう、また地域住民の監視の下に、より効率的に実施できるように改めていくべきと考える。

また、現在、経済や雇用などに関する事務は、国が直接実施しており、地方自治体としては補完的な役割を担っているのにとどまっているが、産業構造や雇用環境等は地域ごとに特性があることから、それに応じた経済

施策や雇用対策等について地域自ら担っていくことが必要であると考え
る。

(2) 住民意向の一層の反映

行政のより民主的、効率的運営のためには、住民ニーズをより反映し、
住民のチェックを受けながら行政運営が行われる必要がある。このため
には、住民が行政情報に触れながら政策形成に参加できるよう、より住
民に近いところで政策の決定が行われる必要がある。

現在、行政における国の役割の比重が大きく、地域において国の出先機
関が実施している事務も多いが、住民にとって、どのような形で政策決定
されているのか見えにくく、住民の意思を反映できる仕組みとなってい
ない。地域にかかわる案件や住民生活にかかわる住民に身近な事務は、な
るべく住民に近いところで決定・実施されることが望ましく、できる限り
地方政府が担うことが必要であると考え。

そのような観点で、道も、市町村に比べ住民からは遠い存在である。広
域にわたって調整が必要な事務を除き、保健や福祉、教育などを始めとし
て、住民の生活に密接な事務は、市町村に権限移譲を進めていくことが適
当であると考え。

(3) 国と道の二重行政の解消

国は、直接事務を執行するため、各種の出先機関を設けている。北海道
以外の区域では数府県にまたがった区域を所管する出先機関もあるが、北
海道においては道の所管区域と国の出先機関の所管区域が一致している。
このため、時として、国の出先機関と道がそれぞれ同じような施策を実施
しようとして、住民が困惑することがある。また、手続的にも国の出先機
関と道の双方に書類を提出する場合があるなど無駄が多い。本来、一つの
事務はできる限り一つの行政機関が役割と責任を担い、住民の意向を反映
しながら総合的に施策を実施していくことが望ましいと考える。

(4) 国の縦割り行政の弊害の解消

国の行政上の役割が大きい中で、国の行政が各省庁縦割りで実施され、地域で横断的な施策を望んでも、省庁間の壁に阻まれ実現せず、非効率であったり、住民の真のニーズを反映しきれていないという縦割り行政の弊害が以前から言われている。

国の役割は全国的な基準設定や大枠としての制度創設にとどめ、地域経営の主体となる広域自治体が、国の政策と調整を図りながら、総合的に地域行政を実施していくべきと考える。

(5) 地域ブロックとしての独立性

河川の管理や交通、経済活動に関する事務など府県の区域を超えて広域に及ぶ事務については、国が府県間の調整を行いながら実施せざるを得ない。

しかし、広大な行政区域を有し、単独のブロックを形成する北海道においては、府県の区域を超えた調整の必要がなく、北海道限りで地域にかかわることを調整し、決定することができる。府県と異なり、道においては、北海道の器にふさわしい役割があるものとする。

2 道州制のイメージ像

(1) 国と道州・市町村の役割分担

分権が進展していった場合に、国と道州・市町村の役割分担はどうあるべきかを検討するため、現行の国・道・市町村の役割分担を、住民からの距離を尺度に整理した表を作成した。(資料3参照)

住民に身近な事務は市町村が、市町村の区域を超えて広域にわたる事務は道州が、さらに広域にわたるもの・全国的なものは国が担う形になるのが最も望ましいと考える。

ア 地域住民に身近な事務

市町村は、地域住民に身近な事務として消防、小中学校、都市計画、保健・福祉、国民健康保険、介護保険、一般廃棄物処理等の事務を担っている。

地域住民に身近な事務であっても、児童相談所や保健所の設置、建築確認や生活保護など、対象の密度が少ない事務や専門職員を要し、財政負担を伴う事務については、一部の市町村を除いて道が実施しているものがある。これらについては、市町村の行政基盤の拡大に合わせて市町村へ移譲していくことが適当と考える。

また、保健・福祉、小中学校など実施は市町村又は道であっても、財源的に国の負担金に依存している分野がある。これらは国の負担金の使途が制限されるために事務が画一的に実施されている面があるが、分権の進展に伴い地域が自主性を発揮し、地域ニーズへきめ細かに対応していくためには、地方の裁量で使える財源を確保することが必要であると考ええる。

イ 市町村の区域を超えて広域にわたる事務

道は、市町村の区域を超えて広域にわたる事務として、警察、高等学校、都市計画（市街化区域及び市街化調整区域等）、保健福祉医療圏の設定、商工業振興対策、農畜産物生産計画の作成、農林水産業普及員の設置、農協・漁協等の法人の認可、漁業許可（沿岸・沖合漁業）等を行っている。

これらに加えて、現在、国が行っている電源開発、金融、運輸、職業安定、大学、商工業振興施策、農地転用（4ha超）、保安林（重要流域の水源かん養、土砂崩壊・流出防止保安林）の指定などは、現在は府県の区域をまたがり、国が実施しなければならない事務であっても、道州のような広域的な自治体ができただけの場合は、相当程度、地方で担っていくことが可能ではないかと考える。

ウ より広域にわたる事務（全国的な事務）

国は、より広域にわたる事務として、外交、国防、年金、健康保険制度（国民健康保険を除く医療保険）、電源開発、金融、運輸、職業安定、大学、商工業振興施策、農地転用、保安林の指定、農畜産物の生産・価格・

輸入調整等を行っている。

これらのうち、外交・国防のような国の存立にかかわる事務や年金、健康保険などのように全国にわたる事務は、今後とも国が担っていくことが適当と考える。

エ 公共事業

公共事業については、市町村は地域住民に身近なものとして市町村道、公営住宅、都市公園、下水道などの事業を実施している。道は、市町村の区域を超え広域にわたるものとして道道、二級河川、砂防、海岸、道営土地改良、漁場整備、治山などの事業を実施している。

これらは、地方自治体が国の補助を受けて実施しているが、補助金の使途が制限され、地域で住民ニーズに対応した優先度の選択、重点化や横断的な実施等がしにくい状況となっている。

国は、より広域にわたるものとして国道及び一級河川の主要部分、鉄道、第一種空港、特定重要港湾の整備等を担当している。このうち一級河川、国道、鉄道などについては、現在は府県の区域をまたがり、国が実施しなければならない事務であっても、道州のような広域的な自治体ができただけの場合には、相当程度、地方で担っていくことが可能と考える。

また、砂防、海岸、治山、都市公園、土地改良において、道が実施するもののほかに、大規模なものなどについては国が直轄で実施し、更に北海道開発のため、道内では、国道の全線、道道の一部、二級河川の一部、地方港湾の整備、第三・第四種漁港の整備が国直轄で実施されている。（地方自治体は国の直轄事業に負担金を支払うが、国の補助事業として実施する場合に比べ、負担割合が小さく財政的に有利となっている。）

これらは、財源的な措置が伴えば地方で実施することが可能と考える。

公共事業は、地方において横断的、総合的に実施することにより、より地域のニーズに即した効率的な執行が可能になると考える。このためには、地方の裁量で使える十分な額の財源を確保することが必要である。

(2) 道州と市町村の関係

ア 一般市町村との関係

保健・福祉など地域住民に身近な事務は、より住民に近い行政機関が担い、住民のニーズにきめ細かに対応しながら、効率的な運営を行っていくことが適当と考える。

市町村は、介護保険運営、公立大学の設置、ごみ処理の広域化などにおける広域連合の事例があるように、広域連携を進めることによって、現行の規模のままで、分権の受皿となることが可能である。

また、地域の自主的な判断で市町村合併を選択し、行政基盤を拡大する市町村が多くなるに従い、さらに権限移譲を推進することができる。

道州は、地域住民に身近な事務は広域連携や行政基盤の拡大などの体制が整えられるに依じて、市町村に権限移譲を進めていくべきである。

一方、市町村から道州へ、道州から国へ移譲されるべき事務もあり得るのではないか。2000年度から金融機関に対する検査体制の強化のため信用協同組合等に対する認可、検査業務が国へ移管されたところである。また、たとえば、国民健康保険については、現在は市町村が運営主体となっているが、高齢化と過疎化の同時進行や都市部への人口移動などにより、制度が創られた時とは、市町村を取り巻く環境が大きく変化しており、市町村の財政負担が増加していることから、道へ移管していくべきとの議論がある。

イ 政令指定都市との関係

道州制論の中で政令指定都市は、一つの州となるかのように語られる場合もある。ドイツは連邦制ではあるが、ハンブルグやブレーメンなどは都市州となっている。

しかし、道州が、経済面の施策などを担い地域経営の主体となっていくとき、北海道内で人口と産業が集積した札幌市の地域は、北海道全体の発展にとって牽引車的役割を担っていることから、道州と一体の地域として考えていくことが適当であると考えられる。

ただ、政令指定都市である札幌市のように単独の基礎自治体として大き

な面積と人口を有する地域は、その区域内のことについて一層総合的な行政を実施できるよう、さらに道州から権限移譲が行われてもよいのではないかと考える。

その際、政令指定都市の規模と行政能力が突出し、近郊の市町村との間での協力や連携にまだ課題が残されていることから、道州は、政令指定都市と周辺市町村を含む圏域での広域的な調整機能をより発揮していく必要があると考える。

第3 税財源のあり方

1 道及び道内市町村の財政の現状

道の財政は、自主財源が極めて少なく国に大きく依存した脆弱な財源構成となっている。自主財源の核となる道税の歳入に占める割合（1997年度決算）は18%で「2割自治」にも到達していない。一方、地方交付税は23%、国庫支出金は22%となっており、財政力指数も47都道府県の中で下位に位置している。

また、道内の市町村財政は、苫小牧市や泊村など一部の地方自治体を除けば、極めて自主財源が少ない構造となっている。歳入に占める市町村税の割合が1割にも達しない市町村が数多く見られ、その財政力は極めて低い現状にある。

第1で述べたように、道州制の提言の中には、各道州が税財源について当該地域においてすべて調達し、国からの依存財源を全廃するという自己完結型道州制論が存在する。

各種統計がそろっている1997年度決算で見ると、道と市町村を合わせた地方税収入は、約1兆3千億円であるのに対し、地方交付税と国庫支出金は、合わせて約2兆7千億円である。また、道内で収納される国税収入は約1兆5千億円となっている。

仮に、道内で収納される国税を地方の収入とする代わりに、国から交付されている地方交付税と国庫支出金を返上することとした場合、約1兆2千億円の財源が不足する計算となる。（資料5参照）

国税のうち、法人税や消費税は本社所在地で納付されており、国税収入額に、本社が首都圏にある企業の道内の経済活動にかかわる税分が十分反映されていないという疑問がある。

仮に、国税を地域ごとに収入することとして、法人税、消費税の収入額を、都道府県間で分割（精算）基準がある法人事業税、地方消費税のシェアで置き換えてみると、道内の国税額は約3千億円増える計算となるが、なお約9千億円の財源が不足する計算となる。

以上のことから、道州が現行の歳出規模を維持しながら、地域単位に完全に自立するというのは困難であると考える。

2 地方への税源移譲の試算

これまでも地方分権を推進するために、国からの税源移譲を進めるべきと言われてきた。税源の移譲は、地方の自主財源比率が高まり、地方の裁量と自己決定権の拡大につながっていくものと考ええる。このため、地域自立に向けて大幅に税源移譲を進めた場合の簡単なシミュレーションを試みた。(資料5参照)

移譲規模は、国による財政調整が必要なくなるよう地方交付税の総額約17兆1千億円相当額とし、所得税から税率10%部分である約12兆1千億円と消費税から約5兆円を地方へ移譲するものとした。

所得税の移譲額は、自治省「平成9年度市町村課税状況等の調」の第10表所得割額等の課税標準額(課税所得金額)の合計に、移譲税率10%を乗じて算出するものとした。地域別には各都府県から課税標準額のデータ提供を受けた。

消費税の地域別移譲額は、地方消費税(清算後)のシェアによった。

試算の結果、もともとの税収規模にほぼ比例して地方税が伸び、関東地域では、移譲額が交付税額を約5兆円超えて余裕財源が生じる一方、本道地域では、移譲額が交付税額を約1兆円下回るという結果となった。

以上のことから、地域の担税力に格差があるため、大幅な税源移譲は、移譲財源が首都圏等に集中し、地方圏では十分な財源が確保できない見通しとなった。

また、道内の市町村の状況も同様に試算してみた。

所得税の移譲税率10%を道に5%、市町村に5%、消費税の移譲額の1/2が市町村へ交付されるものとして試算すると、財政力の強いA団体は移譲額が約100億円に上り、交付税額を約76億円超えるが、財政力の弱いF団

体では、移譲額が約6千万円で、約17億円の交付税額に比べわずかな額にとどまった。

所得税を移譲した場合、一般的には、高額所得者の少ない地方圏の方が税収の伸び率が大きいということが言われている。住民税の税率が5～15%の累進構造になっているため、所得税10%の移譲により、税率が15～25%になると、所得額200万円では税額が3倍になるのに対し、所得額1000万円では1.95倍である。

移譲によるA団体の税収の伸び率は約132%、F団体の伸び率は約175%となっており、財政力の弱い郡部の市町村ほど伸びが大きいという傾向は伺えるが、格差を是正するには至らない状況にある。

3 財政調整

(1) 水平的（自治体間）財政調整

道州制の提言の中で、道州の財源のあり方として道州間で水平的財政調整を行うことを提言しているものがある。地方自治体が財源的に国から自立し、不足する分は地方自治体同士で財政調整を行うとするのは、分権を推進する上で好ましい制度であると考える。（以下、資料5参照）

この水平的財政調整は、諸外国ではドイツ連邦にその例がある。ドイツ連邦の財政制度は、国と地方の共同税制度と州間財政調整制度を持っていることが特徴的である。所得税、法人税、売上税が共同税となっており、税収は、連邦、州、市町村で定率で分け合う。州間財政調整制度は、連邦1人当たり税収額に人口数を乗じた額を基準に、税収額がこれを上回る州が調整分担金を負担し、下回る州が調整分担金を受け取る仕組みである。

計算上、州の税収額から港湾費用が除かれ、市町村税収の50%が加算される。港湾費用を除けば、個々の州の財政需要は特に考慮はされていない。市町村の税収を加算するのは、州が市町村の財源保障の責任を負っているためであり、半額としたのは財政力の強い州と弱い州の妥協の結果であるとされている。

調整分担金の算出方法は、基準を下回る州はその全額が補填されるので

はなく、95%までが保障される。

調整の規模は、州ごとの負担・受取額が、多くても30～40億ドイツマルク、邦貨換算（1ドイツマルク＝60円）で2千億円程度の規模で、財政力に大きな差がないもの同士の調整といった感がある。

そこで、前記2で試算した税源移譲後の税額を用い、全国1人当たり平均税収額に人口数を乗じた額と各地域の税収額の差を、ドイツ連邦の例に従い地域間で調整することとすると、人口数の多い関東地域は税源移譲額が交付税額を5兆円余り上回っていたのに対し、地域間調整での拋出額は2兆8千億円余にとどまり、人口数の少ない本道地域は税源移譲額が交付税額に対し1兆円余り不足していたのに対し、地域間調整での受取額は3千億円余にとどまる結果となった。

以上のことから、ドイツで実施されているような、1人当たり税収や人口などを配分基準とする財政調整の方式では、東京への一極集中と地域間格差がある我が国において、人口が小さい地方圏の財政需要を満たすことができない見通しとなった。また、地域間で、互いに地域ごとの財政需要を勘案して財政調整を行うやり方は現実的でないと考える。

(2) 地方交付税制度

ア 地方交付税制度の意義

分権時代を迎えた今日、地方自治体の財源は、国の特定財源（いわゆるひも付き財源）をできる限りなくし、地方自治体が支出の裁量を有する財源を拡大することが必要である。

地方自治体の財源は、本来、地方自治体が自ら徴収する地方税で確保されるのが望ましい。しかし、現実には地域間に著しい経済力の格差が存在し、地域間の財政力格差となって現れている。

前記2で試算を行ったように、税源移譲を進めたとしても、財政力の弱い地域ほど、期待される税収には財政需要との間で大きなギャップが生ずることになる。

分権型社会における最終的な自治体財源の姿は、国庫支出金は一部を除

いて廃止し、地方税と地方交付税で構成されることが理想ではないかと考える。地方税と地方交付税は、地方自治体の支出の自由裁量権を保障する地方一般財源であり、自治体の財政裁量権を担保し、その財政自立権を確保する上で有意義な制度であるからである。

イ 地方交付税制度の改善と充実

現在、地方交付税について、国と地方が厳しい財政状況にある中で、「地方は努力しないでも交付税の恩恵にあずかれる」、「地方で税金が無駄遣いされている」など、首都圏など大都市からの批判が高まっている。

地方交付税における受益と負担の乖離が、ややもすれば住民の負担感の欠如を生み出したり、行政にとって支出に対する抑制が働きづらい点があることについては、必ずしも否定するものではないと考える。

しかし、地方交付税の変質は、1980年代後半の国の財政危機の中で引き起こされていった面がある。1980年代後半の地方行政改革の中で、国庫補助負担金の整理合理化、補助負担率の引下げが行われ、建設関係の事業は、国庫補助事業中心から地方単独事業中心に変化していった。

その中で、地方単独事業の財源で有力な役割を果たしたのが、地方交付税の事業費補正のシステムであり、地方自治体が建設事業を起こした場合、その元利償還費の一定割合を地方交付税の基準財政需要額に上乘せするという、地方自治体にとって「有利」な地方債の発行が認められていった。

このシステムのもとで、主体的なまちづくりに取り組んだ地方自治体もあるが、これが、一部において本来の地方交付税の役割と離れ、「地方交付税の補助金化」と言われる状況を招いたことは否定できない。

地方交付税について、財政力格差是正という本来の役割の重要性を改めて確認するとともに、基準財政需要額による積み上げ方式の枠組みは堅持しながら、「交付税の補助金化」を極力是正し、また、地方交付税の仕組みの簡素化を図っていくことが必要ではないかと考える。

このように地方財政調整機能を充実させた地方交付税制度は、国庫補助金にとって代わるべきものであると考える。最終的な地方自治体の財源の姿は地方交付税と地方税であると述べたが、実は、このような意味での地

方交付税制度を、念頭に置いているのであり、地方分権の深化を図るには、地方交付税の充実が何よりも必要である。

4 包括補助金制度等の提案

(1) 教育、保健・福祉包括補助金制度の提案

私たちは、前記3(2)において、分権型社会が成熟した将来においては、地方自治体の財源は、地方税と地方交付税が中心となり、国庫支出金は一部を除いて廃止することを提案した。

しかし、直ちに国庫支出金を廃止することは、現実的に不可能であり、地方分権を一步進めるための現実的な税財源政策として、包括補助金制度を提案したい。

包括補助金制度は、将来は地方交付税に置き換えられる性格をもつもので、将来の地方税と地方交付税中心の地方財源の姿に至る過渡期の制度である。

包括補助金は、一般に、経常経費を対象に採用されているもので、教育、保健・福祉など、それぞれの分野ごとにまとめて計算ベースで国から地方自治体へ交付される。

国庫補助金が地方自治体の支出ベースで国から地方へ交付され、その際の国の基準が画一的でしかも用途が限定されているのに対して、包括補助金は、地方自治体は、その分野であればどんな支出にも充てることができる。

教育包括補助金は、たとえば、社会教育に重点をおいた使い方もできるし、義務教育において当該市町村独自の特色を打ち出すこともやりやすくなる。保健・福祉包括補助金は、若年者対策が急務の市町村であれば、児童福祉に重点をおいた使い方ができるし、高齢者向けの施策が重点課題になっている市町村であれば、高齢者福祉にその多くを使うことができる。また、保健分野に力を入れた使い方も可能である。

近年では、フィンランドが1993年に行財政改革を実施し、それまでの用途限定で支出ベースで配分されていた国庫支出金から、包括補助金制度(教育包括補助金、福祉・保健・医療包括補助金)に移行している。(資料6

参照)

その配分基準としては、年齢構成別人口の割合、財政力、人口密度、面積、過疎の度合い、失業率などが考えられる。

私たちは、包括補助金制度を設けることによって、地域でより自立的、総合的な施策の実施が可能となると考える。

(2) 建設事業関係の一括交付金制度の提案

私たちは、次に建設事業関係について、一括交付金制度を提案したい。

一括交付金制度は、国から各地方自治体に対し一定枠により一括して交付され、各地方自治体は自己の政策判断と裁量のもとで事業展開できる。

これまでの国庫支出金制度のもとでは、国の縦割りのもとで、補助金の使途が制限され、地域で重点化したり横断的な施策がしにくかった。一括交付金制度により、各地方自治体の権限と裁量が高まれば、住民のニーズの高い事業や、北海道にとって必要な大型プロジェクトの推進に財源を振り向けることが可能となる。

なお、北海道には、事業や財源に関する特例的な措置がとられているが、北海道の積雪寒冷や広大な面積に加え、その広大な地域に6つの経済圏が分散している状況などを勘案すると、必要とされる社会資本整備は依然として多いことから、一括交付金を各地方自治体へ配分する際は、道は、それらの措置が保持されることを主張すべきである。

ただし、国の財政危機が進んでいる現在の状況の中で、全体に建設関係の国の予算が削減される可能性がある点は認識しておかなければならない。また、それだけに、より住民のニーズにあった効果的、効率的な建設事業が求められていると考える。

第4 道州制の課題と取組

1 道州制の評価

広域の地方自治体である道州には、電源開発、金融、運輸、職業安定、大学、商工業振興施策、農地転用、保安林の指定、河川の管理など、従来、複数の府県の区域にわたり調整を要するものとして国において実施されてきた事務でも、相当程度、地域で担っていくことができ、国の権限移譲の受皿となり、自律的な地域経営の主体となり得る大きな可能性がある。

くわえて、地域において住民に近いところで各種施策が決定、実施されることにより、住民の意思の反映やチェックが可能となり、より民意を反映した、総合的で効率的な行政執行が可能になる。

また、北海道のように、他の地域と歴史や産業構造等が異なる地域においては、商工業対策や雇用対策を、国の全国画一的な施策としてではなく、地域特性に応じて、地域財投等の金融面の措置や税制面の優遇措置、また、基盤づくりのための公共投資等とともに、地域で一体的、総合的に進められていくことが必要であり、それが本道の発展と活力ある地域づくりにつながると考える。

これらは、本道にとっては行政区域の変更や他府県との調整を要さず実現が可能である。

2 道州制実現の課題

道州制実現の一番の課題は、財源である。自治体の自主的な判断で使用できる財源が確保されなければ、自律的な行政の仕組みを構築することはできない。

分権時代に向けて税源移譲の必要性が言われており、税源の移譲は地方自治体の裁量と自己決定権の拡大につながっていくと考える。

しかし、大幅な税源移譲は、地域の担税力に格差があるために、移譲財源が首都圏等に集中し、地方圏では十分な財源が確保できない。

水平的（自治体間）財政調整が提言されることがあるが、東京圏への一

極集中や地域間格差が大きい我が国において、地方自治体同士が地域ごとの財政需要を勘案して財政調整を行うのは現実的でないと考える。

地方自治体の財源の将来としては、ある程度の税源移譲を進める地方税と、国庫支出金を廃止しその財源を振り向けた地方交付税により運営されることが理想であり、その際、地方交付税は、本来の自治体の財政力の平衡機能に純化するよう算定の簡素化を図る必要があると考える。

以上への過渡的な制度として、第3の4で述べた包括補助金及び一括交付金が望ましいと考える。

まず、経常部門において、保健・福祉、教育などの分野別に包括補助金を創設すべきである。ナショナルミニマムとしての全国的な基準は、最低限のものか、あるいは一定の幅を持たせて定め確保すればよく、地方自治体は、地域の個別のニーズに応じて自律的に政策を選択することができるようにすべきである。

また、投資部門においても、公共事業の一括交付金を創設し、地方自治体が地域のニーズに応じ、優先度、重点化を図り、公共事業を横断的、総合的に実施することができるようにすべきである。

なお、北海道の公共事業には、事業や財源に関する特例的な措置がとられているが、北海道の地理的条件や経済圏の分散の状況などを勘案すると、必要とされる社会資本整備は依然として多いことから、これらの措置は、一括交付金化される場合でも維持されることが必要であると考ええる。

従来、国は、景気対策として、赤字国債を発行し、公共事業を大規模に実施してきた。それが地方への所得移転となり、地方圏の経済や雇用を支えてきた面がある。

しかし、このような財政運営の結果、国は、多額の国債残高を抱え、今や国の財政制度そのものの見直しが迫られている。そのような状況の中で、公共事業は今後、縮減されていく可能性が強いと考える。

地方圏では、この公共事業の減少に備えて、より効果的、効率的に執行できる体制を整えていく必要がある。

道州制は、自主・自律のバラ色の未来でなく、国の財政構造改革により

公共事業が減少していく中で、公共事業に依存してきた地域社会と経済を支えるため自らに厳しい改革を課す取組ともなり得るのである。

3 道州制への取組

道州制の検討は、全国的な制度としては、地方分権のビジョンの一つであると同時に、北海道にとっては具体的な権限移譲の推進構想となり得る。

道においては、この懇話会の提言等を基本に、道州の担うべき権限や役割等について、実務的観点から具体的に検討を行い、その結果を先駆的な分権型社会のモデル構想として全国に発信していくと同時に、可能なものから国に対し権限移譲や包括補助金等の要望を行っていくべきである。

次に、国からの権限移譲や包括補助金・一括交付金の創設が進められるまでの措置として、道内経済4団体の研究会から提言されている「地域政策府」構想（ 1 ）のような国の総合出先機関の設置や、英国イングランドの地域開発公社（ 2 ）のような国予算の地域別枠配分と執行への地方参加の制度化を図ることも検討に値するものとする。

また、国からの権限移譲の前に、試行的に道が事務事業の委託を受け、道で実施した場合の課題等を検証する等の措置なども検討されてよいと考える。

1 「地域政策府」構想

全国を6から11ブロックに分け、国の出先機関を統合した上、本省の権限を大幅に移譲し、管内の産業経済・社会資本整備にかかわる事務を一元的に処理する国の総合出先機関を設置する案。道州制に至る過渡的機関と位置付け、将来、条件が整った時点で都道府県と統合し道州へ移行するとしている。（1995年6月）

2 地域開発公社 (Regional Development Agency)

英国イングランド内の9地域に、地域開発、経済、雇用政策等を総合的に実施する機関として設置された国の特殊法人。国予算が地域ごとに枠配分されるとともに、地元経済界、労働組合、自治体等の代表者が参加した理事会により運営される。将来、住民投票を経て地域議会を設立する構想もある。

おわりに

年が明け21世紀を迎えた2001年1月、国の省庁再編が実施され、北海道開発庁は国土交通省の1局となり、これまでの北海道開発を支えてきた枠組みは大きく変わった。新しい時代に向け、北海道における行政は今後どうあるべきか明確なビジョンを道民に示していく必要がある。

私たちの議論では、広大な行政区域を有する北海道は、国が担っている役割の多くを道自ら実施できる可能性があり、北海道の規模や特性などにふさわしい役割があり得るという結論に達した。

近年、いくつかの政党から道州制実現の提言がなされており、今後、中央段階で道州制の検討が具体化する可能性がある。このような動きに対し、広大な行政区域を有する北海道の側から、道州の権限、税制や交付税等の問題も含め建設的、具体的な提言を行っていくことが必要である。

ただ、道州制は、全国的な制度としては、府県間で合意形成がされるまで、まだまだ議論が必要と思われる。このため北海道としては、先駆的に国から各種の役割や権限の移譲を受けることに取り組んでいくべきと考える。これにより、北海道は全国における地方分権(道州制)のパイロット自治体的役割を果たしていくことができるのである。

道州制実現の一番の課題は、財源である。自治体が自律的に行政運営ができるための財源面の措置として、私たちは、保健・福祉、教育等の各分野における包括補助金と公共事業分野における一括交付金の創設を提案することにした。

今、多額の国債残高を抱え、国の財政制度の見直しが迫られている中で、国の地方への財源措置は今後縮減されていく可能性が強く、地方は、このような状況に備え、限られた財源をより効果的・効率的に執行できる体制を整えていく必要がある。

私たちは、道は、地方分権への取組について具体的な将来像を作成し、これ

を道民に示して、その意見を聴いていくべきであると考え。そして自己決定・自己責任の原則の下、自治を進めていくことについて道民合意を形成していくとともに、これらに対する国の理解を粘り強く求めていかなければならない。

このような取組が、道のめざす自主・自律の北海道づくりにつながっていくことになると確信している。

資料 1

道州制等に関するこれまでの主な提言

(1) 道州制に関する主な提言

年	提言者	提言内容
1957年 (昭和32年)	第4次地方制度 調査会	「地方制」案 <ul style="list-style-type: none"> ・府県を廃止し、全国を7～9ブロックに分け「地方」を設置 ・首長は官選、議会議員は公選 (自治体的性格と国家的性格を合わせ有する中間団体) [考え方] <ul style="list-style-type: none"> ・府県の規模や財政力に差があるため全国的に統一した処理が困難 ・国の出先機関と府県が併存しているのは効率的でない
1969年 (昭和44年)	関西経済連合会	「地方制度の抜本的改革に関する意見」 <ul style="list-style-type: none"> ・府県を廃止し、全国を数ブロックに分け「道」又は「州」を設置 ・道州に住民の直接公選による首長と議会を置く
1970年 (昭和45年)	日本商工会議所	「道州制で新しい国づくりを」 <ul style="list-style-type: none"> ・府県を廃止し全国を8つの道州に区画 ・道州は国と市町村の中間に位置する公共団体 知事及び議会は住民の直接公選 ・府県の事務は原則として道州に移譲 (一部生活に直結する事務は市町村に移譲) ・国の事務で適当なものは道州に移譲 [考え方] <ul style="list-style-type: none"> ・府県の区域が狭くなり社会経済の要請にそぐわない (広域行政の需要に対応できない) ・市(大都市)の行政の拡大によって府県と市の二重行政の弊害が生まれている ・過密と過疎の解消のためには広域的に調整が必要
1982年 (昭和57年)	日本商工会議所	「新しい国づくりのために」 <ul style="list-style-type: none"> ・府県を廃止し、地方公共団体としての「道」を設置する
1996年 (平成8年)	学識者グループ (PHP研究所)	「州府制」構想 <ul style="list-style-type: none"> ・3、232市町村を再編、257「府」にする。 府は福祉、保健など生活関連行政を担当 ・47都道府県を再編、12「州」にする。 州は府単独でできない広域行政等のみを担当 ・国の役割は国防、外交、年金、全国的ルール設定などに限定

年	提言者	提言内容
1997年 (平成9年)	読売新聞社	<p>「12州・300市体制」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村を300程度の「市」に、都道府県を12の「州」に再編する。 ・市は生活関連行政、州は広域行政と市間の調整、国は内政面の役割を縮小、国際化への対応
1999年 (平成11年)	PHP政策研究 レポート (監修 宮脇 淳 北大教授)	<p>「地方政府の確立に向けて」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国は外交、国際調整業務などに特化 ・市町村は基礎自治体として地域住民に関わる業務を分担 ・12の道州政府を設け、市町村地域間の調整業務を行う。 <p>[考え方]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方分権の最終目的は地方政府・地方主権の確立 ・立法、行政、さらに司法機能も視野に入れた地方政府の機能を拡充 ・市町村の体力が養われた将来には、国と基礎自治体である市町村の二層構造も可能

(2) 連邦制に関する主な提言

年	提言者	提言内容
1990年 (平成2年)	日本青年会議所	<p>「地方分権へのいざない」 (連邦制)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の合併により8州を置き、現在の国の権限のほとんどを移す。 ・最小行政単位は市町村の合併による「藩」 (人口20～30万、数は400～500) ・連邦政府は州からの委託により、外交、防衛、国土計画、基準の設定等を行う。
1991年 (平成3年)	岡山県	<p>「連邦制の研究報告書」 (連邦制)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府県を廃止し、立法、司法、行政の機関を備えた7州を設置。 ・州内の基礎的自治体は市町村。州内の地方自治制度は各州法で定める。 ・連邦は外交、防衛、金融、社会保障等統一国家としての存立に必要な最小限の事務を担当
1992年 (平成4年)	恒松 制治 元島根県知事	<p>「連邦制のすすめ」 (連邦制)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎自治体は人口20～30万の「市」 ・「市」の共同体として全国に8～10の「州」を設置、広域的な行政を担う ・連邦政府は外交、防衛、国的規模での計画や民法など基本的な法規の制定

年	提言者	提言内容
1992年 (平成4年)	平成維新の会 (大前研一代表)	「道州制」論 (連邦制) ・人口1,000万単位の10の道州を設置、道州は経済的に自立 ・国は各道州の共同経営体。外交、国防、全国的に共通の最低限の基準設定などを行う。

(3) 国の総合出先機関の設置に関する主な提言

年	提言者	提言内容
1963年 (昭和38年)	臨時行政調査会 第二専門部会	「地方庁」構想 ・全国9ブロックに国の総合出先機関(仮称地方庁)を設け、それに実施権限を大幅に移譲する。
1981年 (昭和56年)	関西経済連合会	「地方庁」構想 ・全国の7~10ブロックに国の総合地方行政機関である「地方庁」を設置 ・域内の地方公共団体に関する連絡調整事務を総合的に実施
1995年 (平成7年)	平松 守彦 大分県知事	「日本合衆国」への道 (「九州府」構想) ・国の出先機関を束ね「九州府」を置く。 「九州府」長官は公選、各県の代表で構成する「九州議会」を設置 ・国の権限を大幅に「九州府」に移譲。その後、県と市町村への権限移譲か、道州制への移行を検討
1995年 (平成7年)	地域産業政策 研究会 (道内経済4 団体トップの 私的勉強会)	「地域政策府」構想 ・全国を6~11ブロックに分け、国の出先機関を統合した「地域政策府」を置く。 ・本省の権限を大幅に移譲し、「地域政策府」が管内の産業経済・社会資本整備に関わる事務を一元的に処理 ・条件が整った時点で都道府県と統合し、道州制へ移行

資料 2

道州制に関する国等の検討状況、政党等の動き

1 道州制に関する国等の検討状況

年	提言者	提言内容
1989年 (平成元年)	臨時行政改革推進審議会 (第2次行革審)	「国と地方の関係等に関する答申」 いわゆる道州制について都道府県連合制度の導入及び都道府県の自主的な合併手続の整備等を踏まえつつ、検討を進める。
1993年 (平成5年)	臨時行政改革推進審議会 (第3次行革審)	「最終答申」 全国的に都道府県合併の機運が高まるような状況が発生する場合に備え、現行の都道府県制度に代わるべき新しい広域自治体制度（いわゆる道州制）の意義等について国として幅広い観点から具体的検討を行う必要がある。
1994年 (平成6年)	第24次地方制度調査会	「地方分権の推進に関する答申」 現在の市町村、都道府県という二層制を基礎とする地方自治制度は国民の間に広く定着しており、～中略～当面、現在の二層制を前提として、地方分権を推進する方策について検討すべきである。
1995年 (平成7年)	地方分権推進委員会	「地方分権推進に当たっての基本的考え方」 地方分権を推進するためには、いわゆる道州制の導入など現行の地方制度そのものを見直すべきであるとの意見があるが、まず、地方公共団体に十分な権限や財源を付与することを急ぐべきであり、当面、現行の市町村・都道府県という二層制の地方制度を前提に～中略～地方分権を推進すること。
1999年 (平成11年)	経済審議会	「経済社会のあるべき姿と経済新生の政策方針」 (新10カ年計画答申) 中長期的に都道府県合併も視野に入れて、都道府県の持つべき機能とその機能にふさわしい適切な規模について検討する。その上で、道州制の意義について幅広い観点から検討を行う。

2 道州制に関する政党等の動き

年	提言者	提言内容
1999年 (平成11年)	自由民主党北海道支部連合会	「自民党道連 北海道21世紀ビジョン」 ・道州制実現に向けた具体的検討と本州各地との連携を提言
1999年 (平成11年)	民主党北海道	「地方分権・道州制道民会議」の設置 ・分権時代の地域政府づくりを展望し、北海道のグランドデザインを検討するための会議を設置
2000年 (平成12年)	民主党	道州制の導入(分権連邦型国家)の提言 ・全国の自治体を10程度の「州」と、1000程度の「市」に再編 ・国の役割を外交、防衛、司法、通貨等に限定し、地域に権限を委ねる ・国と地方の税源比率を「2:1」から「1:1」に転換、国の補助金の大部分は用途の限定されない「一括交付金」に変更
2000年 (平成12年)	自由民主党 「道州制を実現する会」 (衆参国会議員 82人で構成)	「道州制の実現に向けた提言」 ・都道府県を廃止し、7~9ブロックの「道州」を設置 ・「道州」は首長、議会議員とも直接公選の完全な地方自治体 ・国の業務は立法、司法、外交、防衛、経済政策、教育・福祉等の基本計画に限定し、それら以外は「道州」と基礎自治体に移管 ・基礎自治体は全国500~700程度の「市」に再編

資料 3

国・道・市町村の役割分担の現状（地理的範囲別）（公共事業以外）

区分 実施主体	地域住民に身近なもの	市町村の区域を超えて 広域にわたるもの	より広域にわたるもの （全国的なもの）
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・消 防 ・小中学校、幼稚園 ・都市計画 ・保健（高齢者、母子） ・福祉（高齢者、障害者） ・国民健康保険 ・介護保険 ・保育所 ・一般廃棄物処理 		
道	<p>右の市町村以外の区域においては道が実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 〔政令市〕 ・児童相談所、母子相談員 ・保健（結核、精神、感染症） 〔政令市、中核市等〕 ・公害防止 〔保健所設置市〕 ・食品/公衆衛生 ・産業廃棄物処理 〔建築主事を置く市町〕 ・建築確認 〔市〕 ・生活保護 <p>市町村の保健、福祉費用の一部負担（1/3～1/4）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・警 察 ・高 校 ・都市計画 〔市街化区域及び市街化調整区域、大規模な都市施設等〕 ・保健福祉医療圏の設定 ・商工業振興対策 ・農畜産物生産計画等の策定 ・農林水産業普及員等の設置 ・農協、漁協等の法人の認可 ・農地転用（4ha以下） ・保安林の指定 〔重要流域1～3号（水源かん養、土砂崩壊・流出防止）以外〕 ・漁業の許可（沿岸/沖合漁業） 	
国	<p>道、市町村の保健、福祉費用の一部負担（3/4～1/3）</p> <p>小中学校教職員給与費の一部負担（1/2）</p>	<p>（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電源開発 ・金 融 ・運 輸 ・職業安定 ・大 学 ・農地転用（4ha超） ・保安林の指定（重要流域1～3号） ・商工業振興対策 <p>本道の区域内に係るもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外 交 ・国 防 ・年 金 ・健康保険 ・電源開発 ・金 融 ・運 輸 ・職業安定 ・大 学 ・農地転用（4ha超） ・保安林の指定（重要流域1～3号） ・商工業振興対策 ・農畜産物の生産調整、価格調整、輸入調整等 ・都道府県の区域を超える農協、漁協等の法人の認可 ・漁業の許可（沖合/遠洋漁業） <p>府県の区域をまたがるもの</p>

事務/役割は例示

国・道・市町村の役割分担の現状（地理的範囲別）（公共事業）

区分 実施主体	地域住民に身近なもの	市町村の区域を超えて 広域にわたるもの	より広域にわたるもの （全国的なもの）
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・道路（市町村道） ・河川（準用河川） ・公営住宅 ・都市公園 ・下水道 ・団体営土地改良（土地改良区） ・林道、造林（森林組合を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾の管理（地方港湾）（他府県では府県管理が多い） 	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾の管理（特定重要港湾、重要港湾）（他府県では府県管理が多い） ・空港（2種B空港）（設置者は国）
道	<ul style="list-style-type: none"> ・道営住宅（市町村の補完） ・漁港（1種漁港）（他府県では市町村管理が多い） 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路（道道） ・河川（1級河川（指定区間）） ・河川（2級河川） ・砂防・海岸 ・空港（3種空港） ・道立都市公園 ・流域下水道、特定公共下水道 ・道営土地改良 ・漁場整備 ・漁港（2種漁港）（他府県では市町村管理が多い） ・治山 	<ul style="list-style-type: none"> ・漁港の管理（3種漁港、4種漁港）
国		<ul style="list-style-type: none"> ・砂防・海岸・治山 ・国営都市公園 ・国営土地改良（大規模、難工事のもの等） <p>（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路（国道）（指定区間） ・河川（1級河川）（指定区間外） ・鉄道 <p>本道の区域内に係るもの</p> <p>----- 北海道の特例 -----</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道（全線） ・道道の一部（開発道路） ・2級河川の一部 ・港湾の整備（地方港湾） 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路（国道）（指定区間） ・河川（1級河川）（指定区間外） ・鉄道 <p>府県の区域をまたがるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空港（1種空港、2種A空港） ・港湾の整備（特定重要港湾、重要港湾） <p>----- 北海道の特例 -----</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁港の整備（3種漁港、4種漁港）

事務/役割は例示

資料 4

道及び道内市町村の財政状況（1997年度決算）

〔北海道〕

（歳入） 3兆1178億

地方税	地方交付税	国庫支出金	地方債	貸付金収入	その他
5652億 (18.1%)	7216億 (23.1%)	6741億 (21.6%)	4885億 (15.7%)	4029億 (12.9%)	2655億 (8.6%)

（主なもの）・義務教育費負担金 1734億 (5.6%)

・生活保護、児童保護負担金 251億 (0.8%)

・普通建設事業費支出金 3593億 (11.5%)

（歳出） 3兆1057億

人件費	普通建設事業費	公債費	貸付金	補助費・扶助費等	その他
8257億 (26.6%)	1兆735億 (34.6%)	2905億 (9.4%)	4040億 (13.0%)	3568億 (11.5%)	1552億 (4.9%)

（内訳）・補助事業費 6429億 (20.7%)
・単独事業費 2863億 (9.2%)
・国直轄事業負担金 1398億 (4.5%)

（比較：都道府県平均）

（歳入） 1兆1253億

地方税	地方交付税	国庫支出金	地方債	貸付金収入	その他
3590億 (31.9%)	1867億 (16.6%)	2019億 (17.9%)	1637億 (14.5%)	881億 (7.8%)	1259億 (11.3%)

（主なもの）・義務教育費負担金 641億 (5.7%)

・生活保護、児童保護負担金 77億 (0.7%)

・普通建設事業費支出金 907億 (8.1%)

（歳出） 1兆1075億

人件費	普通建設事業費	公債費	貸付金	補助費・扶助費等	その他
3387億 (30.6%)	3347億 (30.2%)	1019億 (9.2%)	881億 (8.0%)	1695億 (15.3%)	746億 (6.7%)

（内訳）・補助事業費 1610億 (14.5%)
・単独事業費 1470億 (13.3%)
・国直轄事業負担金 236億 (2.1%)

〔道内市町村計〕

(歳入) 3兆4370億

地方税	地方交付税	国庫支出金	地方債	貸付金収入	その他
7394億	9201億	3508億	4584億	2284億	7399億
(21.5%)	(26.8%)	(10.2%)	(13.3%)	(6.7%)	(16.7%)

道支出金 1646億 (4.8%)

(主なもの)

(うち国費をともなうもの1060億)

・生活保護、児童保護、老人保護負担金 1372億 (4.0%)
 ・普通建設事業費支出金 1413億 (4.1%)

(歳出) 3兆4059億

人件費	補助費・扶助費等	普通建設事業費	公債費	貸付金	物件費・維持費等	その他
6351億	6149億	9286億	3643億	2305億	3823億	2502億
(18.6%)	(18.0%)	(27.3%)	(10.7%)	(6.8%)	(11.2%)	(7.4%)

(内訳) ・補助事業費 3531億 (10.4%) ・単独事業費 4859億 (14.3%)

・国直轄事業負担金 224億 (0.7%) ・道事業費負担金 435億 (1.3%)

(比較：1都道府県当たり市町村平均)

貸付金収入 390億 (3.4%)

(歳入) 1兆1557億

地方税	地方交付税	国庫支出金	地方債	その他
4103億	1777億	1015億	1379億	2351億
(35.5%)	(15.4%)	(8.8%)	(11.9%)	(20.3%)

県支出金 542億 (4.7%)

(主なもの)

(うち国費をともなうもの 294億)

・生活保護、児童保護、老人保護負担金 394億 (3.4%)
 ・普通建設事業費支出金 337億 (2.9%)

貸付金 389億 (3.5%)

(歳出) 1兆1264億

人件費	補助費・扶助費等	普通建設事業費	公債費	物件費・維持費等	その他
2400億	2009億	2913億	1190億	1364億	999億
(21.3%)	(17.9%)	(25.9%)	(10.6%)	(12.2%)	(8.6%)

(内訳) ・補助事業費 860億 (7.6%) ・単独事業費 1892億 (16.8%)

・国直轄事業負担金 27億 (0.2%) ・県営事業費負担金 97億 (0.9%)

資料 5

税源移譲と水平的(自治体間)財政調整等についての試算

1 地域が経済的に自立とした場合

国税を地方の収入とする代わりに、国から交付されている地方交付税、国庫支出金を返上するとした場合、本道地域は約1兆2千億円の財源が不足する計算となる。

〔地域別国税収入額と地方交付税・国庫支出金収入額の比較(H9)〕

(単位 億円)

区 分	国税収入額 A		地方交付税収入額 B		国庫支出金収入額 C		差 引 A - (B + C)
		構成比		構成比		構成比	
北 海 道	14,977	2.7	16,416	9.6	10,249	7.2	11,688
東 北 6 県	24,243	4.4	25,146	14.7	14,722	10.3	15,625
関 東 7 都 県	257,956	46.5	17,654	10.3	27,939	19.6	212,363
北 陸 4 県	17,188	3.1	12,216	7.1	8,670	6.1	3,698
中 部 6 県	70,524	12.7	17,150	10.0	16,284	11.4	37,090
近 畿 6 府 県	98,768	17.8	19,021	11.1	22,835	16.0	56,912
中 国 5 県	25,180	4.5	16,835	9.8	11,077	7.8	2,732
四 国 4 県	11,726	2.1	11,628	6.8	6,383	4.5	6,285
九 州 8 県	34,196	6.2	35,210	20.6	24,405	17.1	25,419
合 計	554,758	100.0	171,276	100.0	142,564	100.0	240,918

国税のうち法人税や消費税が本社所在地で納付されており、これを地域単位に収納するとしても、本道地域では約9千億円の財源が不足する。

〔 試 算 〕

法人税、消費税の収入額を、都道府県間の分割(精算)基準がある法人事業税、地方消費税のシェアで置き換えてみた場合の影響額

(単位 億円)

区 分	〔 試 算 〕 法人税地域別 収納増減額 D	〔 試 算 〕 消費税地域別 収納増減額 E	国税収入額(試算後)		交 付 税 等 との差 F - (B + C)
			(A + D + E) F	伸び率 F / A	
北 海 道	1,280	1,147	17,404	116.2	9,261
東 北 6 県	3,440	1,899	29,582	122.0	10,286
関 東 7 都 県	17,180	8,053	232,723	90.2	187,130
北 陸 4 県	2,181	666	20,035	116.6	851
中 部 6 県	6,768	2,042	79,334	112.5	45,901
近 畿 6 府 県	2,141	3,613	93,014	94.2	51,158
中 国 5 県	2,071	1,495	28,746	114.2	835
四 国 4 県	784	850	13,360	113.9	4,651
九 州 8 県	2,797	3,567	40,560	118.6	19,056
合 計	0	0	554,758	100.0	240,918

* 地方交付税、国庫支出金収入額は、都道府県 + 市町村

2 地方への税源移譲の試算

現行 6 : 4 で配分されている国税 : 地方税を、地方交付税 1 7 兆円余 (1997年度) 相当額の税源を地方に移譲し、税源配分を 4 : 6 にすることとした場合

(単位 億円)

区 分	国 税	地 方 税	計
97年度収入額	554,758 (60.5%)	361,555 (39.5%)	916,313 (100.0%)
所得課税	所得税	住民税 (所得割)	
	205,289	98,158	
消費課税	消費税及び地方消費税	地方消費税	
	113,812	8,070	
税源移譲	地方へ -----> 171,276 { ・ 所得税の10%分 121,579 ・ 消費税から 49,697 }		
移 譲 後	383,482 (41.9%)	532,831 (58.1%)	916,313 (100.0%)

1997年度は地方消費税が導入された初年度であり、国(税務署)から都道府県への払込が翌年度となった額が多い。

【所得税の移譲】

所得税の税率 (1997年度)		住民税 (所得割) の税率 (1997年度)			
課税所得金額	税率	課税所得金額	標準税率		
			都道府県	市町村	計
330万円以下の額	10%	200万円以下の額	2%	3%	5%
900万円以下の額	20%	700万円以下の額	2%	8%	10%
1800万円以下の額	30%	700万円を超える額	3%	12%	15%
3000万円以下の額	40%				
3000万円を超える額	50%				

所得税の累進課税部分を除いた 10% 比例税率部分を住民税に移譲するものとする。移譲額は、自治省「平成 9 年度市町村課税状況等の調」中の所得割額の課税標準額 (課税所得金額) の計に移譲税率 10% を乗じて算出するものとする。地域別には各都府県から提供を受けた課税標準額のデータによる。

【消費税の移譲】

移譲額は試算上、所得税移譲額と交付税総額との差額とする。地域別移譲額は、地方消費税 (精算後) のシェアによるものとする。

試算の結果、関東、中部、近畿地域では移譲額が交付税額を超えて余裕財源が生じる一方、その他の地域では、移譲額が交付税額を約 6 兆 5 千億円下回るという結果となっている。

〔 移 譲 額 の 試 算 と 交 付 税 配 分 額 と の 比 較 〕

(単 位 億 円)

区 分	〔 試 算 〕 所得稅10% 移 讓 額 A	〔 試 算 〕 消 費 稅 移 讓 額 B	地方稅額(移讓後)		地方交付稅 D	移讓額の交付 稅額との比較 (A + B) - D
			C	伸び率		
北 海 道	4,525	1,938	19,510	149.5	16,416	9,953
東 北 6 県	7,141	3,032	31,912	146.8	25,146	14,973
關 東 7 都 県	47,458	19,779	203,829	149.2	17,654	49,583
北 陸 4 県	4,897	1,988	22,097	145.3	12,216	5,331
中 部 6 県	17,539	6,858	79,188	144.5	17,150	7,247
近 畿 6 府 県	20,420	7,256	89,630	144.7	19,021	8,655
中 国 5 県	6,573	2,733	28,663	148.1	16,835	7,529
四 国 4 県	3,085	1,392	13,608	149.0	11,628	7,151
九 州 8 県	9,941	4,721	44,394	149.3	35,210	20,548
合 計	121,579	49,697	532,831	147.4	171,276	0

{ + 65,485
65,485

(参 考) 試算における市町村別の状況(道内)

市町村別には、財政力段階ごとに、移讓額が交付稅額を超え余裕財源を生じる団体と、もともと稅収が小さく、移讓額が交付稅を大幅に下回る団体がある。

〔 稅源移讓試算の市町村別状況(財政力段階別に6団体を抽出)〕

(単 位 百 万 円)

区 分	〔 試 算 〕 所得稅10% 移 讓 額 A	〔 試 算 〕 消 費 稅 移 讓 額 B	地方稅額(移讓後)		地方交付稅 D	移讓額の交付 稅額との比較 (A + B) - D
			C	伸び率		
道	226,259	96,909	888,416	157.2	721,524	398,356
A 団 体	7,044	2,977	41,429	131.9	2,425	7,596
B 団 来	2,292	786	10,116	143.7	3,917	839
C 団 体	1,236	562	5,062	155.1	5,287	3,489
D 団 体	226	112	949	155.3	2,019	1,681
E 団 体	158	84	596	168.3	2,206	1,964
F 団 体	41	21	145	174.6	1,692	1,630

* 所得稅10%移讓は、道に5%、市町村に5%と想定。

* 消費稅移讓の道分は、市町村への交付金(1/2)交付後。

地方消費稅交付金の市町村別配分額は、97年度交付金額のシェアによる。

(付 表) 所得税10%を住民税に移譲した時の所得階層別の税額の伸び

所得額	1997年度 税 率	住民税額 A	10%移譲後 税 率	移 譲 後 税 額 B	増減比 B/A %
200万円	200万円 × 5%	10	200万円 × 15%	30	300.0
700万円	200万円 × 5% 500万円 × 10%	60	200万円 × 15% 500万円 × 20%	130	216.7
1000万円	200万円 × 5% 500万円 × 10% 300万円 × 15%	105	200万円 × 15% 500万円 × 20% 300万円 × 25%	205	195.2

住民税の税率が5～15%の累進構造となっているため、所得税10%の移譲により税率が15～25%になると、所得額が高い程、移譲後の税額の伸び率は小さいこととなる。

3 水平的（自治体間）財政調整

【ドイツ連邦共和国の例】

(1) 税源配分（1996年度）

区 分	金額（10億DM）	円換算（1DM=60円）	構成比（%）
共 同 税	555.0	333,000 億円	69.9
連 邦 税	137.9	82,740 億円	17.4
州 税	38.5	23,100 億円	4.9
市 町 村 税	62.0	37,200 億円	7.8
合 計	793.4	476,040 億円	100.0

・共同税の税目と配分割合

税 目	金額(10億DM)	円換算	連 邦	州	市町村
所 得 税	288.3	172,980億	42.5%	42.5%	15.0%
法 人 税	29.5	17,700億	50.0%	50.0%	
売 上 税	237.2	142,320億	50.5%	49.5%	

・政府主体別税目

区 分	税 目
連 邦 税	石油税、所得税付加税、法人税付加税、タバコ税等
州 税	自動車税、財産税、不動産取得税、相続税等
市町村税	営業税、不動産税、地域的消費税・支出税(狩猟税、飲料税等)

* 共同税配分後の税源配分は、連邦49.8%、州37.0%、市町村13.2%となっている。

(2) 州間財政調整制度

調整額測定値 < 財政力測定値 の州は、調整分担金を負担
 調整額測定値 > 財政力測定値 の州は、調整分担金を受け取る

・ 調整額測定値 = 連邦 1 人当たり税収 × 人口（人口密度の高い地域の人口に補正あり）

・ 財政力測定値 = 州の税収 - 港湾費用 + 市町村税収の 50%

* 港湾費用を除けば、個々の州の財政需要を特に考慮していない。

* 市町村の税収の半額を算入するのは、州が市町村の財源保障の責任を負っているため
 （半額としたのは財政力の強い州と弱い州の妥協）

（分担金額の算出）

・ 負担州 財政力測定値が、調整額測定値の
 100%を超え101%以下の部分 の 15%
 101%を超え110%以下の部分 の 66%
 110%を超える部分 の 80% を負担

- ・受取州 財政力測定値が、調整額測定値の
92%未満の部分 の 100% を受取
92%以上100%未満の部分 の 37.5%を受取
(最低、調整額測定値の95%が保障される。)

(調整額の規模(1995年))

州別負担()及び受取額 (単位 百万DM (円換算 億円 1DM=60円))

州名	調整額	州名	調整額
ムルティン・バーストファレン	3,442(2,065)	チューリンゲン(旧東)	1,017(612)
バイエルン	2,533(1,520)	ブランデンブルグ(旧東)	865(519)
バーデン・ビュルゲンブルグ	2,804(1,682)	メクレンブルグ・フォアポメルン (旧東)	771(463)
ニーダーザクセン	451(271)	ザールラント	180(108)
ヘッセン	2,154(1,292)	ハルツ	4,209(2,525)
ザクセン(旧東)	1,783(1,070)	ハンブルグ	118(71)
ラインラント・プファルツ	229(137)	ブレーメン	562(337)
ザクセン・アンハルト(旧東)	1,123(674)		
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン	142(85)		

((財)自治体国際化協会 CLAIR REPORT 173(1998/10) 「ドイツ地方財政制度の概要」より要約)

【水平的財政調整の試算】

2で試みた税源移譲後の地方税額について、全国1人当たり税収額の平均と各地域の税収額の差を、ドイツの例に従い、地域間で調整するとした場合、人口が多い首都圏等からあまり拠出額が出ず、人口の少ない地方にあまり受取額が出ない結果となっている。

〔課税力の全国平均との差を調整する方式による試算〕

(単位 億円)

区分	地方税額 (税源移譲 想定ベース) A	移譲額の交付 税額との比較 B	全国1人当たり		水平調整額 (は拠出) D	水平調整後額	
			税収額× 人口 C	比較 A/C %		A + D E	比較 E/C %
北海道	19,510	9,953	24,126	80.9	3,409	22,920	95.0
東北6県	31,912	14,973	41,668	76.6	7,673	39,584	95.0
関東7都県	203,829	49,583	167,906	121.4	28,520	175,309	104.4
北陸4県	22,097	5,331	23,831	92.7	650	22,747	95.5
中部6県	79,188	7,247	74,907	105.7	2,730	76,458	102.1
近畿6府県	89,630	8,655	87,470	102.5	1,094	88,536	101.2
中国5県	28,663	7,529	32,894	87.1	2,586	31,249	95.0
四国4県	13,608	7,151	17,695	76.9	3,203	16,810	95.0
九州8県	44,394	20,548	62,334	71.2	14,823	59,218	95.0
合計	532,831	0	532,831	100.0	0	532,831	100.0

全国1人当たり税収額 423.3千円

* 簡略化のため、港湾費用、人口密度の高い地域の人口補正は考慮していない。

* 税収は都道府県+市町村(全額)としている。

フィンランドの福祉保健包括補助金制度

1 フィンランドの地方財政

- ・フィンランドの総人口は約500万人
- ・行政制度は国と市町村の二層制で、市町村数は455、県はすべて国の出先機関。
- ・小規模市町村が多い（人口4000人未満の自治体が約4割）ため、専門病院や職業学校などは市町村が集まって自治体連合が形成され、運営が行われている。
- ・地方歳出の主なものは社会福祉・保健医療、教育文化、歳入の主なものは租税と国庫支出金である。

地方歳入構造(1993年度) (単位 兆円)

区 分	金 額	構成比
租税収入	478 億	36%
国庫支出金	408 億	31%
公営事業収入 販売収入など	229 億	17%
地方債	43 億	3%
その他	160 億	13%
計	1,318 億	100%

地方歳出構造(1993年度) (単位 兆円)

区 分	金 額	構成比
社会福祉・保健医療	493 億	38%
教育文化	278 億	21%
地域計画・公営住宅・ 公園・消防・環境保全等	60 億	5%
警察等	21 億	2%
上下水道・地域集中暖房 公営農場等公営事業	98 億	7%
公債費・積立金	173 億	13%
建築・土木	107 億	8%
一般行政	84 億	6%
計	1,314 億	100%

2 1993年の改革

- ・フィンランドの国庫支出金は、保健福祉・教育関係の国庫負担金と建設事業関係の国庫補助金等からなっていた。
- ・1993年の改革により、保健福祉及び教育関係に包括補助金制度が創設された。

3 福祉保健包括補助金制度

- ・フィンランドでは、1980年代に国庫負担金が増大し、社会福祉保健のナショナルミニマムは80年代後半までにほぼ達成したといわれている。そのような背景もあって93年改革の目玉として包括補助金が導入された。
- ・包括補助金は、市町村の支出ベースではなく、計算ベースで交付される。
- ・国の基準が画一的で用途が限定されていた国庫負担金と異なり、市町村は社会福祉・保健医療分野であれば、どんな支出にも包括補助金を充てることができる。
- ・この包括補助金の導入によって、市町村の社会福祉・保健医療政策の決定実行権は格段に強化された。
- ・福祉保健包括補助金の交付方法は、人口数（年齢構成別人口数が考慮される）、失業率、財政力、死亡率、人口密度、面積が配分基準に採用されている。フィンランドの包括補助金

は地方財政調整の機能も果たしている。

【算定例】(北極圏にある人口 10,780 人のソダンキュラ町を例として)

〔社会福祉分〕

(1) 年齢構成別人口

1人当たり金額 0～6歳 7,409 ヲカ、7～64歳 355 ヲカ、65～74歳 3,257 ヲカ、
75歳以上 3,008 ヲカ に人口数を乗じる。

ソダンキュラ町の場合 14,203,368 ヲカ -----

(2) 失業率

$1 + 1.4(\text{定数}) \times \frac{22.5(\text{ソダンキュラ町の失業率}) - 14.6(\text{全国平均失業率})}{100} = 1.111$

$\times 1.111 = 15,779,941 \text{ ヲカ} \text{ -----}$

(3) 財政力 財政力が弱いソダンキュラ町の場合 1.5

$\times 1.5 = 23,669,910 \text{ ヲカ} \text{ ----- A (社会福祉分)}$

〔保健・医療分〕

(1) 年齢構成別人口

1人当たり金額 0～6歳 984 ヲカ、7～64歳 928 ヲカ、65～74歳 2,318 ヲカ、
75歳以上 3,719 ヲカ に人口数を乗じる。

ソダンキュラ町の場合 12,123,860 ヲカ -----

(2) 死亡率

$385 \text{ ヲカ}(\text{死亡率で割り出される 1人当たり額}) \times 10,724 \text{ 人}(\text{ソダンキュラ町総人口})$
 $\times 1.0703(\text{国で定めた定数}) = 4,418,990 \text{ ヲカ} \text{ -----}$

(3) 人口密度

$(\quad + \quad) \times 0.1238(\text{ソダンキュラ町}) = 2,048,004 \text{ ヲカ} \text{ -----}$

(4) 面積

$(\quad + \quad) \times 0.3774(\text{ソダンキュラ町}) = 6,243,272 \text{ ヲカ} \text{ -----}$

(5) 財政力 ソダンキュラ町の場合 1.5

$(\quad + \quad + \quad) \times 1.5 = 37,251,190 \text{ ヲカ} \text{ ----- B (保健医療分)}$

〔ソダンキュラ町の福祉保健包括補助金額〕

$A + B - 5,515,742 \text{ ヲカ}(\text{国財政難によるカット分}) = 55,405,358 \text{ ヲカ}$

横山純一「フィンランドの地方分権と高齢者福祉 - 福祉保健包括補助金制度と市町村 - 」
(都市問題 1996年9月号及び10月号)より要約

道州制検討懇話会設置要綱

第1 趣旨

地方分権のより一層の進展を目指すビジョンの一つとして道州制の検討を行うに当たり、有識者から多方面にわたる意見・提言等を受けるため、道州制検討懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

第2 役割

懇話会は、本道にふさわしい分権型社会の未来像として、国・道(州)・市町村の役割分担、権限及び税財源の在り方等について検討を行う。

第3 組織

- 1 懇話会は、委員7人以内で構成する。
- 2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、1年以内とする。
- 4 懇話会には、委員の互選により、座長を置く。

第4 運営

- 1 懇話会の会議は、座長が招集し、これを主宰する。
- 2 懇話会は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。
- 3 座長が事故その他の理由により、職務を行うことができないときは、その選任する委員が座長の職務を代理する。

第5 庶務

懇話会の庶務は、総合企画部構造改革推進室において処理する。

第6 その他

この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年5月22日から施行する。